

平戸市工事等情報共有システム運用ガイドライン

1 目的

平戸市が発注する工事及び工事関連業務委託（以下、「工事等」という。）について、受発注者間の業務効率化を図るため、工事等情報共有システム（以下、「情報共有システム」という。）の利用を促進する。

こうしたことから、情報共有システムの運用について、平戸市工事等情報共有システム運用ガイドライン（以下、「本ガイドライン」という。）を定める。

【期待する効果】

- ・受発注者の協議、承諾等の行為の効率化
- ・受発注者間の工事進捗状況の共有化
- ・受注者の施工管理、工程管理業務の効率化
- ・電子データ利用による受発注者の紙書類削減

2 対象工事等及び適用日

平戸市が発注する工事及び工事関連業務委託（用地補償業務委託を除く）において、情報共有システム利用の対象は、次のとおりとする。

なお、適用は、令和8年4月1日以降に公告等を行う工事等とする。ただし、既契約の工事等においても受発注者間の協議の上適用できるものとする。

【発注者利用指定工事（利用指定工事）】

発注者が情報共有システムの利用を義務付ける工事（以下、「利用指定工事」という。）のことをいう。

一般競争入札及び指名競争入札で発注する工事のうち、当初設計金額1,500万円以上の建設工事及び当初設計金額1億円以上の営繕工事では、工事帳票（段階確認書を含む。）について情報共有システムを用いて取り交わすことを原則とする。ただし、現場通信環境等により情報共有システムが利用できないと認められる工事については除外する。

【受注者利用希望工事（利用希望工事）】

受注者が情報共有システムの利用を希望する工事（以下、「利用希望工事」という。）のことをいう。

当初設計金額1,500万円未満の建設工事及び当初設計金額1億円未満の営繕工事のうち、利用希望工事では、工事帳票（段階確認書を含む。）について情報共有システムを用いて取り交わすことを原則とする。発注者は、特別な理由がない限り、原則として情報共有システムの利用を認めなければならない。

【受注者利用希望業務委託（利用希望業務委託）】

受注者が情報共有システムの利用を希望する業務委託（以下、「利用希望業務委託」という。）のことをいう。

利用希望業務委託では、打合せ簿等について情報共有システムを用いて取り交わすことを原則とする。発注者は、特別な理由がない限り、原則として情報共有システムの利用を認めなければならない。

3 情報共有システム利用料

情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料等）は、次のとおりとする。

- 土木工事標準積算基準書、港湾・漁港請負工事積算基準の共通仮設費率計上分（技術管理費）、設計業務等標準積算基準書、港湾・漁港請負工事積算基準の間接測量費、業務管理費、間接原価、間接調査費に含まれている。
- 土地改良工事積算基準書（土木工事、施設機械）または森林整備保全事業設計積算要領の共通仮設費率計上分（技術管理費）、土地改良工事積算基準書（調査・測量・設計）または森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務積算要領の間接測量費、業務管理費、間接原価の率計上分に含まれている。
- 水道施設整備費に係る歩掛表においては、請負工事標準歩掛の共通仮設費率計上分（技術管理費）、設計業務委託標準歩掛の間接原価に含まれている。
- 営繕工事は、長崎県公共建築工事共通費積算基準等資料に従い、共通仮設費に積上げる。
- 上記に記載がないものについては、別途協議の上で決定するものとする。

4 情報共有システムの利用とシステム事業者の選定

情報共有システム利用におけるシステム事業者選定は、次のとおりとする。

- 平戸市発注の工事等で利用する情報共有システムは、長崎県と情報共有システム事業者との間に、長崎県の情報セキュリティ対策に準じた情報共有システム利用に関する協定を締結している業者（以下、「システム事業者」という。）の情報共有システムであること。

長崎県と協定が整ったシステム事業者は長崎県ホームページに掲載されるので、『長崎県土木部における情報共有システム運用ガイドライン』最新版で確認し、システム事業者を選定すること。

なお、平戸市では「LGWAN-ASP」※の使用を推奨する。

※LGWAN-ASP

「LGWAN（総合行政ネットワーク）」という通信の安定性及びセキュリティが確保されたネットワークを介して、各種行政サービスを提供するもの。

- 発注者は、監督職員の利用状況や過去の利用実績、県内での過去の利用実績等を考慮し、受注者へシステム事業者を推奨すること。ただし、特定のシステム事業者の利用を指示することはできない。
- 受注者は、受発注者間の事前相談を行った上で、システム事業者を選択すること。
- 受注者は、システム事業者選定後、打合せ簿にて事前協議を行うこと。

5 事前協議の手続き（別紙フロー図参照）

- 受注者は、打合せ簿に必要事項を記載した事前協議チェックシートを添付し、データにて電子メール等により提出すること。
- 利用指定工事において、現場通信環境等により情報共有システムを利用できないことが判明し、発注者がやむを得ないと認めた場合は情報共有システムを利用しないことができる。
- 受注者は、システム使用期間について、工事完成及び業務完了だけでなく、検査事務に必要な期間を考慮して設定すること。なお、工期変更となった場合は速やかにシステム使用期間を変更すること。
- 監督員は、事前協議チェックシートの記載内容を確認し、受注者に対し、発注者側のシステム利用登録者名を記載した事前協議チェックシートを打合せ簿に添付し、データにて電子メール等により回答すること。
なお、「平戸市情報セキュリティ基本方針」「平戸市情報資産管理基準」「外部サービス利用基準」の規定に準ずること。
- 受注者は、事前協議完了後に情報共有システム利用登録や利用料支払い等の手続きを行うこと。手続き完了後、発注者が情報共有システムの利用に必要なアカウント等の情報を報告すること。
- 発注者は、利用希望工事等において特別な理由により情報共有システムの利用を認めない場合は、認めない理由を記載し、打合せ簿にて回答すること。
- 営繕工事等で当初設計金額に情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料等）を積上げ後、受注者が情報共有システムを利用しない場合はその費用を減額変更の対象とする。

6 情報共有システムで取り交わしを行う書類

- 情報共有システムで取り交わしを行う書類（以下、「書類」という。）は、監督員に提出する工事帳票（打合せ簿、施工（業務）計画書、段階確認書を含む。）及び業務資料を対象とする。契約担任者に提出する契約関係書類（例：契約書、現場代理人等決定通知書、建退共掛金収納書等）は対象としない。
なお、施工（業務）計画書を情報共有システムで取り交わす場合は、取り交わし前に受発注者間で記載内容を十分確認すること。
- 材料の品質証明資料等については、可能な限り電子データ（PDF形式）の入手に努め、入手できない場合はスキャン等によるPDF化が望ましい。
なお、生産性の観点から非効率である場合は、紙資料（カタログ、見本など）での提出もできる。打合せ簿の添付書類が紙資料となる場合、打合せ簿の取り交わし自体は情報共有システムで行うが、発議する際に本文に紙資料の存在を明記し、情報共有システム上の打合せ簿と対照可能な状態で紙資料1部を提出すること。なお、受注者は必要に応じて提出した紙資料の写しを保管しておくこと。
- 受発注者は、工事に必要な図面及び数量計算のデータを情報共有システムに登録すること。竣工時の図面は完成時のデータとなり、維持管理時に重要となるため、必ず登録すること。
- 情報共有システム利用開始前に取り交わした打合せ簿（事前協議を含む。）や工事帳票及び業務資料について、受注者は可能な限り情報共有システムへ登録すること。

- 発注者が打合せ簿を発議する場合も情報共有システムで行うこと。やむを得ず、発注者が打合せ簿を紙又は電子メールで渡した場合は、受注者が情報共有システムに登録すること。
- 書類の処理について、受発注者ともに情報共有システム上の電子押印機能を使用すること。
- 受注者は、立会や段階確認の際、現地立会前に情報共有システムの掲示板機能へ相談内容や現場の写真等を掲載し、監督員が現地確認内容を把握し事前準備ができるよう努めること。
- 打合せ簿、段階確認書等の各様式については、各システム内の国土交通省や長崎県の様式を用いることができる。

7 情報共有システムにより取り交わした工事帳票の取り扱い

- 受注者は、当初施工（業務）計画書について、情報共有システムでの取り交わし後に発注者へ紙資料で1部提出すること。また、変更施工（業務）計画書については、発注者が求めた場合に限り、工事情報共有システムでの取り交わし後に紙資料で1部提出すること。
- 情報共有システムにより取り交わした工事帳票は、電子納品を基本とする。作成方法は、別紙『平戸市工事等情報共有システムを使用した電子納品試行ガイドライン』によるものとする。 ※工事写真とは別に記録した電子媒体とすること。

8 電子納品に関する手続き

情報共有システムを使用する工事について電子納品の試行対象とする。電子納品に関する協議については、事前協議終了後、速やかに、別紙『平戸市工事等情報共有システムを使用した電子納品試行ガイドライン』に基づき実施すること。

9 情報セキュリティ対策

- 情報共有システムで使用するアカウントは、他者の目につかないよう適切に管理すること。
- 情報セキュリティインシデント等の事故が生じた場合には、直ちにシステム事業者へ書面等で報告を求め、平戸市情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ責任者（当該課の長）等に報告しなければならない。
- 個人情報等が含まれる機密性の高い資料（事故報告、地権者情報など）は、情報共有システム内で取り扱ってはならない。

10 情報共有システム利用上の注意事項

- 受注者は、情報共有システムに協議事項やスケジュールを登録した場合の発注者への連絡について、システム内のメール通知機能を活用することを基本とし、必要に応じて電話等により連絡と要件の説明を行うこと。ただし、緊急を要する場合には、メール通知のみでなく電話連絡することを基本とすること。また、受注者は、発注者が情報共有システム以外でスケジュール管理を行っていることに留意すること。
- 本ガイドラインに定めのない内容については、受発注者間の協議により定めること。

11 工事成績評定等における評価

- 平戸市が発注する工事及び工事関連業務委託における情報共有システムの使用の有無につい

て、成績評定による評価は行わない。

- 利用指定工事において受注者の責により情報共有システムの利用登録を行わなかった場合（現場通信環境等により利用できない場合を除く）には、発注者は、工事打合せ簿で改善の指示を行うことができる。

12 発注時の対応

【利用指定工事の場合】

- 利用指定工事の場合は、受注者に情報共有システムの利用を義務付けることを入札参加者に知らせるため、入札公告文と特記仕様書に以下の文を明記する。

※指名競争入札の場合は、特記仕様書のみに記載

*公告文の記載例

(○) 本工事は、工事等情報共有システムの利用指定工事である。

*特記仕様書の記載例

第〇条 情報共有システムについて

本工事は、工事等情報共有システムの利用指定工事である。具体的な考え方や手続きについては、「平戸市工事等情報共有システム運用ガイドライン（令和8年4月1日）」による。

【利用希望工事及び業務委託の場合】

- 利用希望工事及び業務委託の場合は、受注者に情報共有システムの利用が可能であることを入札参加者に知らせるため、特記仕様書に以下の文を明記する。

*特記仕様書の記載例

第〇条 情報共有システムについて

本工事（業務）は、工事等情報共有システムの受注者利用希望工事（受注者利用希望業務委託）である。具体的な考え方や手続きについては、「平戸市工事等情報共有システム運用ガイドライン（令和8年4月1日）」による。

13 その他

対象工事以外の工事及び工事関連業務委託における情報共有システムの利用については、受発注者間で協議を行い、協議が整った場合に利用することができる。

《参考基準関係》

- 情報共有システム関係

*土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン 国土交通省

*工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件【要件編】 国土交通省

*工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件【解説編】 国土交通省

*業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件【要件編】 国土交通省

*業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件【解説編】 国土交通省

*工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件【2019年版営繕工事編】

- 電子納品関係

*平戸市工事等情報共有システムを使用した電子納品試行ガイドライン【別紙】

■事前協議フロー（受注者用）

